

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：32504

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25740066

研究課題名(和文)意思決定過程を通じたリスク情報の統合のための制度設計の方法論に関する研究

研究課題名(英文) Study on System Design to Integrate the Environmental Information on Environmental Impact Assessment and Evaluation System for Public Works

研究代表者

杉本 卓也 (Sugimoto, Takuya)

千葉商科大学・公立大学の部局等・講師

研究者番号：90599391

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、環境アセスメントと公共事業評価における環境情報に着目し、計画段階や事業段階を超えた情報活用の制度設計の検討を行うことである。本研究による調査分析の結果、公共事業事前評価を導入している自治体のうち、多くの自治体で環境情報が含まれることとなっているものの、制度運用においては、公共事業評価の評価調書において環境アセスメントによる情報が記載されることは少ないということが明らかになった。評価調書作成にあたっては、担当者において環境情報の共有が行われており、行政内部の取り組みを制度として位置付けることで環境情報の活用を担保することができると示唆された。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to consider the design of a system to integrate the environmental information on environmental impact assessment and evaluation system for public works. As a result, some of Japanese prefectural governments have already introduced the evaluation system, and environmental information is included in the system. But on the system operation, it is in a small number of cases that the description of environmental information in the evaluation document is read about EIA information. As the officers share environmental information through the document preparation, to make a stipulation of internal effort would be able to ensure to utilize environmental information between 2 systems.

研究分野：環境アセスメント(環境影響評価)

キーワード：環境アセスメント(環境影響評価) 公共事業評価 制度設計と運用

1. 研究開始当初の背景

環境配慮の実効性を高めるためには、事業の構想・計画段階から科学的に環境影響を予測評価し、工事着工や施設供用段階において適切に環境保全措置を実行するといった、意思決定過程を通じた取り組みが求められる。社会基盤整備（公共事業）における環境配慮の根幹は環境アセスメントであるが、公共事業は事業規模、予算が大きいこともあり、行政の意思決定の説明責任を果たすために公共事業評価が実施されている。その際に、意思決定に係る環境配慮の社会的要請から環境面の評価も取り入れられた公共事業評価が行われている。そのため公共事業の意思決定過程では、さまざまな局面で環境情報に関する参加・コミュニケーションが行われていることになるが、同一の公共事業を対象として環境情報を扱う以上、環境情報を統合、活用しなければ、環境配慮の実効性を高めることは困難である。そのために、環境情報のコミュニケーションの際も意思決定過程を通じた情報の統合が求められている。

2. 研究の目的

開発事業（公共事業）に係る環境社会配慮は環境アセスメントを中心に検討されているが、公共事業評価制度においても、経済面だけでなく、社会面・環境面の考慮が行われている。本研究は、上記の2つの制度で生産されるリスク情報を統合し、計画段階、事業段階等の段階を超えた情報活用の制度設計の方法論の検討を行い、事業立案に係る環境社会配慮の実効性を高めることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、文献調査、アンケート調査、ヒアリング調査を実施し、それらを適宜フィードバックすることによって研究を遂行した。

文献調査では、公表されている公共事業評価（新規事業採択時評価）結果を基に、公共事業評価における環境情報の公開実態の分析により、現状把握を行った。また必要に応じて、情報公開請求を通じ行政文書を入手し、事例分析におけるデータとした。

アンケート調査では、自治体（67団体：47都道府県及び20政令指定都市）を対象として、公共事業評価制度の導入状況と制度運用の把握を行った。この調査では60団体から回答を受けることができた（回収率89.5%）。またwebアンケート調査を実施し、2,000名（男女1,000名ずつ）を対象とした公共事業評価制度に対する意識調査を実施した。

本研究の調査を通じて、公共事業評価と環境アセスメントの事例の把握を行い、その事例を対象にヒアリング調査を実施した。

4. 研究成果

(1) 新規事業採択時評価結果における環境

情報の記載状況

公共事業評価と環境アセスメントにおける環境情報の相互関係を把握するために、実績が多い道路事業に着目して実態把握を行った。分析対象は、国土交通省のwebサイト「道路IR」で公開されている、3年間（2011年度～2013年度）の全92件の新規事業採択時評価結果（道路事業計画）を対象にした。分析の結果、環境アセスメントの実施の有無が評価結果の文書内で明示された件数は総計で8件となっていたことが明らかとなった。また、環境アセスメントが実施されていた場合でも、環境影響に関する記載箇所において、環境保全措置に関する情報が書かれていないことがあることも明らかとなった。行政内部では、情報共有が行われていることがヒアリングによって把握されたものの、情報公開や説明責任の観点から効果的な制度運用とは言い切れないことが示唆された。

表1 新規事業採択時評価結果で記述
(直轄事業、2011年度～2013年度)

		環境アセスメント			合計 (件)
		実施	適用 対象外	記載 なし	
環境影響 の記載	あり	3	0	16	19
	なし	4	18	23	
合計(件)		7	18	39	64

表2 新規事業採択時評価結果での記述
(補助事業、2011年度～2013年度)

		環境アセスメント			合計 (件)
		実施	適用 対象外	記載 なし	
環境影響 の記載	あり	0	0	10	10
	なし	1	0	17	
合計(件)		1	0	27	28

(2) 都道府県、政令指定都市における公共事業評価制度

公共事業評価制度の導入状況

我が国の都道府県や政令指定都市における、2015年1月時点での公共事業評価制度の導入状況をアンケート調査によって把握した。67団体を調査対象とし、60団体から回答を得た。回収率は89.5%を達成した。

調査の結果、事前評価、事後評価、および、再評価のそれぞれの制度を導入している自

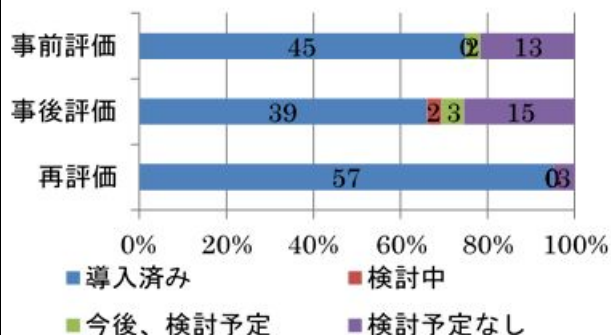


図1 自治体の公共事業評価制度の導入状況

自治体数は、45 団体、39 団体、57 団体であることが明らかになった。ほとんどの自治体で再評価制度は導入済みであるのに対し、事前評価や事後評価が制度化されている自治体の割合は、75%、65%となっていた(図1)。

事前評価における環境情報の取り扱い

事前評価制度について、環境情報の取り扱いの有無について把握したところ、34 団体(77%)においては公共事業事前評価において環境情報を記載する制度設計となっていることが明らかになった。そのうちの26 団体(76%)においては、環境情報を記載するスペースを、情報量によって変更することができるような評価調書書式としていることが明らかとなった(図2)。環境面の情報公開や説明責任を果たす上での素地が、制度設計上整っているといえる。

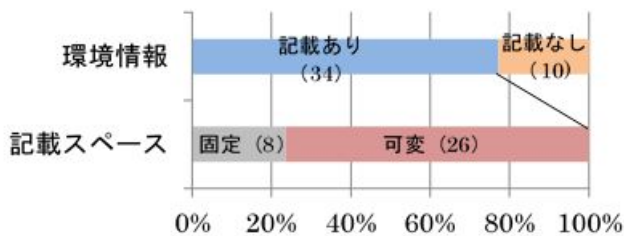


図2 事前評価における環境情報の取り扱い

環境情報の記載実態

評価調書における環境情報の記載内容についても把握を行った(図3)。前項で、記載スペースは確保できていることが把握された一方で、実際の記載内容については、環境アセスメントに関する情報については、記載されている実態が確認された件数は少なかった。環境アセスメントの実施の有無に関する情報を記載していることが確認された割合は約2割程度であった。環境保全措置に関する情報や、評価書を参考図書として表記するなど、環境アセスメントに関する情報を追加していくごとに、そのような制度運用を行っている件数は少なくなっていく。一方で、制度運用上環境アセスメントの記載が困難である、と回答した割合は環境情報の量による変化はほとんど見られなかった。既存制

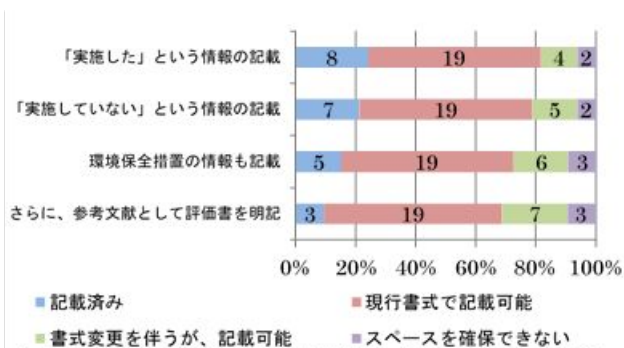


図3 事前評価における環境アセスメントの情報

度の運用によって、情報公開や説明責任を適切に果たすことができることが明らかになった。

(3) 事例分析

公共事業評価制度の運用：鳥取県の事例分析

鳥取県における公共事業評価制度は、2006年に事前評価と再評価が要綱で制度化されている。事前評価は、事業計画の策定段階において実施され、「効率性」「客観性」「透明性」を確保することが目的として掲げられており、道路事業計画においては、評価の視点として「事業計画の合目的性」「ルート案、代替案等の適切性」「事業コスト縮減」「環境への影響、配慮等」の4点が挙げられている。

事例として取り上げた「一般国道313号倉吉関金道路」は、公共事業事前評価の対象であり、また、都市計画審議会等での環境配慮にかかる説明責任を果たす観点から自主的な環境アセスメントが実施された事例でもある。自主アセスの結果、すべての項目で影響が回避・低減されることになることから個別の評価結果ではなく、「自主アセスを実施している」とする趣旨の記述がなされることとなった。

事業部局所管制度における環境部局との連携：千葉県四街道市

四街道市では事業の許可や認可の申請に先立ち、「四街道市開発行為指導要綱」(1996年)に基づく事前協議を行い、事業者は市の同意を得ることが求められている。その事前協議事項の中に、環境配慮が位置づけられている。開発指導要綱の制度所管は都市計画課となっているが、事前協議において環境部局が関わる制度設計となっている(図4)。

都市計画課と環境政策課のやり取りは、事業者との事前協議を行う前の、事業に関連する書類の送付の際に行われる。その際、都市計画課は事業に関連する環境基準や規則を予め確認し、意見書での項目候補を予めリストアップした上で環境政策課に書類を送付しているとのことであった。部局間で直接意見書の説明をする機会はないとのことであったが、書類を通じた情報共有が図られているといえる。

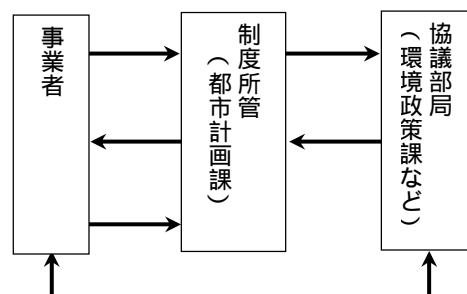


図4 四街道市開発指導要綱に基づく事前協議の手順(番号は手続きの順番を示す)

(4) 公共事業評価に対する市民意識

一般市民の公共事業評価制度の認識について、20代から10歳毎に区分けし、男女各100名ずつ、総計2,000名を対象にwebアンケート調査を実施した(図5)。アンケートの結果、公共事業評価に対する認知は低く、「全く知らない」「ほとんど知らない」と回答した割合は、合算で80.9%となった。特に本研究が対象としている公共事業事前評価に対する認知は、「全く知らない」「ほとんど知らない」と回答した割合は、合算で79.4%となった。一方で、公共事業評価に環境情報を含めることの必要性については、「そう思う」「ある程度そう思う」と回答した割合は69.6%となった。公共事業評価制度を知った上での環境情報の記載は、ある一定のニーズがあるということが確認された。

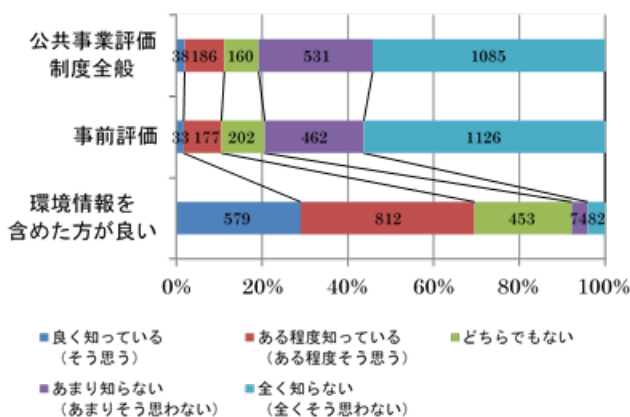


図5 公共事業評価に対する市民認識

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

杉本 卓也、事業プロセスで生産される環境情報の統合に関する研究 - 環境アセスメントと公共事業事前評価の情報活用モデルの検討 -、千葉商大論叢、査読有、第52号第2巻、2015、pp.121-139

〔学会発表〕(計4件)

Takuya Sugimoto, EIA information of Evaluation on Public Works, 36th Annual Conference of the International Association for Impact Assessment, 2016, 査読有, Nagoya Congress Center, Japan

俞 洋、杉本 卓也、鈴木 羽留香、原科 幸彦、千葉県の基礎自治体における環境アセスメントに関する取組、2015年度環境アセスメント学会年次大会、2015、査読なし、龍谷大学

杉本 卓也、自主的な環境調査と公共事業評価の手続き関係の一考察 - 鳥取県、岡山県の道路事業計画を事例に -、2014年度環境アセスメント学会年次大会、2014、査読なし、千葉大学

Takuya Sugimoto, Analysis of Relations between Environmental Impact Assessment and Evaluations on Public Works Projects, The 3rd Japan-Korea-China Tripartite EIA & SEA Conference, 2013, 査読無, Chiba University of Commerce, Japan

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕
出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等：-

6. 研究組織

(1) 研究代表者

杉本 卓也 (SUGIMOTO, Takuya)
千葉商科大学・政策情報学部・専任講師
研究者番号：90599391

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：